

# 藤原頼通をめぐる養子関係の一考察

木 本 久 子

はじめに

後期摂関時代とは、良房や基経の前期摂関政治に対して、道長の死後から院政期に入る直前までを指し、摂関時代から院政期への過渡期であるという歴史的に重要な時期であり、政治体制や経済的な変動についての研究が盛んである。<sup>①</sup> また後期摂関時代は道長の築き上げた藤原氏の栄華以降、院政期・藤原氏の衰退に至るまで摂関家がどのような道を歩んで来たのかを明らかにする上で重要な時期であり、この時期に摂政・関白として執政した頼通に関しては特に注目すべきであろう。

しかし従来、頼通自身に関する研究は父道長に比べてほとんど行われていないといつてよい。<sup>②</sup> たとえば、道長の死後の後朱雀天皇や外戚関係が無かった後三条天皇との確執が論じられるか、国文学的見知から後冷泉朝の「頼通的世界」と称されるような藤原文化の極みを取り上げられるのみであつて、直接頼通への評価に反映されていないのが現状である。むしろ頼通については、藤原資房の日記「春記」<sup>③</sup>があり、著者資房は藏人頭であることから頼通との関わりも深く、当時の頼通の姿を知ることができる貴重な史料であることは周知の通りである。もっとも資房は御堂流摂関家に対して

傍流にあたる小野宮家の人物であり、その日記のなかでは頼通の華美や懈怠に対する不満が顕著に書かれているため、このような史料のみを扱うことにより頼通の政治的評価は小野宮流に偏って批判的に論じられる傾向があり、頼通の実像とはいいたい<sup>(4)</sup>。後期撰関時代という重要な時期に撰政・関白を務めた頼通像の再構築は重要課題である。

そこで本稿では頼通の養子問題を取り上げ頼通の実像を明らかにしてみたい。頼通には遅くまで男子の誕生がなく、この養子問題を通して頼通の撰関家の継承と維持に関する意識が明らかにになると考えているからである。

頼通の養子問題に関しては、坂本賞三氏が、頼通の実子誕生前に養子となった源師房が、実子誕生までの間後継者として認識されていたと論じている<sup>(5)</sup>。これに対して高橋秀樹氏は、平安時代の養子には「家」を継承させるといった意義はなく、頼通の養子関係も全て後見の意味が強いので、頼通は養子を後継者としては認識していなかったとして、両氏の見解は分かれている。はたしてどのように理解すればいいだろうか。本稿では、養子時期を具体的に検討することによって頼通の養子関係を再整理し、頼通が撰関家をどのように捉え、その維持と継承に関してどのような意識を持っていたのかを明らかにしていきたい。

まず、その前提として藤原道長と藤原実資の養子関係を述べることからはじめる。特に実資は御堂流撰関家とは立場が異なり、この御堂流撰関家に対して傍流にあたる小野宮流筆頭である。頼通の後継問題を考える上で、平安時代における中下級貴族とは異なった高級官僚の例として、実資の養子関係の考察も必要であると考えている。

## 一 平安時代における養子

### (一) 藤原道長の養子

道長には源成信・藤原兼経・藤原兼頼の三人の養子がいたことが史料から明らかである。まず、最初に道長の養子に



子となっていたからこそ果たされたのである。またその後の昇進においても、兼経の極官が正三位右近権中将であったのに対し、兼経の実兄が公卿として名が挙がっていないことから道長の養子となった意義は大きかったと言えるだろう。このように兼経が正二位権大納言であった実父道綱より高位である道長のもとへ養子に入れられたのは、兼経の昇進を有利にするためであったことは明らかであるが、実際には養父の後見だけでなく実父から加階を譲り受ける場合もあった。『小右記』長和三年（一〇一四）正月二十七日条に「左少将兼経叙従四位上、父大納言去年幸中宮之時賞云々」とあり、長和二年（一〇一三）に三条天皇が中宮に行幸した際、中宮大夫であった道綱に与えられた大夫賞を翌年実子兼経に譲り、兼経が加階されているのがそれである。道長の養子となった後のこのような実父の関与は、三人目の兼頼についてもみられるので併せてみていきたい。

兼頼は道長の息頼宗の一男で、道長の孫であるが、『公卿補任』長元四年（一〇三一）の兼頼の尻付には「祖父前太政大臣為子」とあり、祖父道長の養子になっていることが明らかである。兼頼が万寿三年（一〇二六）に十三歳で元服した時には道長はすでに出家していたが、兼頼の初叙は道長の実子頼通や教通の初叙と同じ正五位下であり、これだけ高位出身ができたのは道長の養子となつていたことに起因している。また一方では、先にみた兼経と同様に、元服後は実父頼宗の加階の譲りを受けて昇進したところも大きく、加えて長元四年（一〇三一）に兼頼が十八歳で参議となった翌年、息子の着座のために実父頼宗が奔走するも、そのことを聞いた実資は「年少之人不可営着歟、」と年少の者は着座すべきでない事を頼宗に示している。これなども実父の関与を示すものであろう。しかし兼頼の場合は、兼頼が元服した翌年の万寿四年（一〇二七）に養父道長が薨去しているので、元服後は道長の養子として道長の庇護を受けることはほとんどなかったといつてよいであろう。養父道長が早くに薨去してしまつたためという理由もあるが、兼経同様、養子となつて以後も実父との結びつきは深かつたといつてよい。しかしながら、道長の養子として昇進することにより、

廟堂において道長や頼通を支えていたことはいうまでもないだろう。

こうした成信や兼経・兼頼に対して、道長には明らかに、養子関係にあったと考えられる人物がいる。藤原道兼の二男兼隆と源高明の四男経房の二人である。この二人が道長の後見を受けていたと考えられる理由は、二人の昇進時に道長や頼通の関与が見られる他に、次の史料にも見られる。

『権記』寛弘八年（一〇一一）十二月十七日条には、その日に行われた叙位の儀について記されている記事があるが、召諸卿之後、右左宰相中将退座、隱日華門内南扉腋、依左府可下自座之間、件兩將預避座、是用父子之礼也、戊尅事了退出、

とある。左宰相中将・右宰相中将とはそれぞれ兼隆と経房であり、左大臣道長が座を下りる間、兼隆と経房は日華門の南扉の腋に座を避けていたが、この予め座を避けるというのは「父子之礼」を用いたものであるという。兼隆と経房が道長に対して父子の礼をとったというのは、単なる大臣と臣下という立場ではなく、より親密な関係であったことを示唆している。そのことは次の史料からも明らかである。

『小右記』寛仁二（一〇一八）閏四月二十二日条は、道長の体調が悪く実資が法性寺に見舞った際の記事である。

早且参法性寺、宰相同車、以新中納言能信、被言出云、従去夜心神太悩、不相逢者、其後撰政被出逢、家子上達部并源中納言経房・二位宰相兼隆、在此座、良久清談、而申出給日、撰政被答云、日次不宜、但数日不可坐、今月内可出給者、已尅許帰家、

結局前日の夜よりさらに体調が悪化して実資は道長に会うことはできなかったが、その場にて撰政頼通と会い、しばらく話をしている。またこの座には、頼通の他に道長の「家子」と経房・兼隆が一緒にいたと記されており、兼隆・経房が道長の息子たちと行動を共にしていたことがわかる。また寛仁三年（一〇一九）三月十八日条にも、

宰相来云、大殿煩胸病給之由有章信朝臣告、仍參入者、含余腰痛発動進退惟谷不參、以此赴可触家子若源中納言之由了、

とあるように、道長の病状が悪化したので実資も参入するべきところであったが、腰痛により参入しない旨を道長の息子か源中納言、すなわち経房に伝えるように言っている。

このように兼隆や経房が道長に対して父子の礼をとっていることや、道長の「家子」と行動を共にする他、家中のことについて「家子」或いは経房に伝えればよいという実資の認識は、道長と兼隆や経房が密接な関係にあったことを物語っている。また二人とも早くに実父を亡くし、政界での後ろ盾を失っていたことから、二人の昇進時に道長や頼通の関与が見られることで明かであるように、道長が二人を後見し、養子関係が成立したものと考えられる。

以上道長の養子関係についてみてきたが、養子源成信・藤原兼経・藤原兼頼及び、恐らく養子関係にあったと思われる藤原兼隆と源経房のうち、道長の実子誕生前、つまり頼通の誕生前に養子となった可能性があるのは成信と経房のみであり、それは早いうちに実父が出家するか他界するかして後ろ盾をなくしたことが一つのきっかけとなっていると考えられる。そしていづれも源姓であるのが留意される。ただし三章でも述べるが、道長によって同じように後見されていたとはいっても、藤原氏と源氏とは昇進に若干の差が見られ、藤原氏よりも源氏の昇進の方が遅いことから、実子誕生前に成信と経房を養子にしたことは、道長にとっては「家」を継承させるといふような認識はなかったのであろう。



## (二) 藤原実資の養子

次に実資について述べる。

実資には後継者となりうる実男子の誕生がなかったが、資平(甥)・資頼(甥)・資高(甥)・経季(兄の孫)の四人の養子がいたことが明らかである。実資の日記『小右記』にはこれら養子が頻繁に登場するので、実資と養子の関係について考察していこう。以後特に記さない限り、史料は『小右記』である。

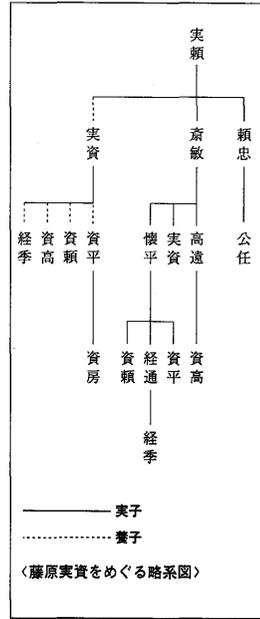
まず養子に入る最大の目的ともいってよい昇進に関して、次のような記事がみられる。万寿元年(一〇二四)十月十日条には、

未尅許詣禪室、良久談話、宰相兼官、伯耆守資頼兼官、少納言資高向後、少弁大膳大夫敦頼給官、師元朝臣明年民部巡官、左衛門尉式光檢非違使所望事等一々申了、

とあるように、実資が資平・資頼の兼官と資高の今後について、またその他の家司についての任官のことを道長に打診している。次に万寿四年(一〇二七)八月二十六日条においても、

行事勘解由長官資業来申、明年資頼給官事語言闕白、和氣尤深、似可成、其次有宰相中将并資高等事、

と、関白頼通に打診していた資平・資頼・資高の昇進に頼通が柔軟であることを記している。経季についても長元二年正月六日条に、「呼頭中将、小談経季昇殿事、昨達闕白、頗有宜気者」と、昇殿について関白頼通に伺いをたてていることがわかる。このように、実資が養子資平・資頼・資高・経季のために昇進などに関する道を道長や頼通に打診し、奔走している記事が他にも散見する。高位の者の養子となることで、その昇進が有利になることは道長の場合も同様であるが、さらに実資の場合は、養子が政界において実資を補佐していた。特に資平は藏人頭を務めていた関係で内裏内



とあるように、実資が献上した牛を「無用」と仰せられたために、実子の千古と資平・資頼・資高に分け与えており、実資は養子に対してこのように経済的にも配慮していたといえるだろう。また、美作や伯耆の国司として任国にある資頼からは、「有資頼書状、送手作布五十端・八木二百五十石、少女五十石、馳上了」<sup>(10)</sup> などとあるように、その産物が実資のもとに頻繁に送られていたことが明らかであり、実資と養子との実生活における密接な関係がうかがえる。このように実子のいない実資にとって養子は政治面・経済面において重要な補佐役であったのであり、実資の養子関係は相互的に成立していたといえるであろう。

ところで最も年長の資平は、こういった経済的援助だけでなく、実資から財産を分与されていることが明らかである<sup>(11)</sup>。また、小野宮流の祖である実頼の御忌を実資の亡き後は資平が主催するなどしており、実質的に実資の後を継いで小野宮流の筆頭となったと考えられる。

以上のように平安時代における養子関係の代表例として藤原道長と藤原実資の場合をみてきたが、その特徴をもう一度整理しておこう。まず、道長の養子の場合、実子誕生後に養子を入れている例がほとんどであり、その目的のひとつは、実父よりも高位の人物の養子となることで、高位出身や昇進の期待をすることである。兼経のように「左府子」とし

の情報にも詳しく、その情報を実資に進言する様子が頻繁に登場している。

さて、昇進以外にも実資の養子に対する配慮が見受けられる。万寿四年八月六日条には、

信武牛二頭貢少女、又宰相中将(資平)・資頼・資高各一頭、先日令貢牛五頭之由、然而令仰無用、仍所分献歟、

て初叙に従五位上が与えられていることが良い例であり、さらに実父の子として出身した実兄弟よりも、より有利に昇進することが可能であった。また、源成信と源経房の場合は元服前に後見者を失ったことがきっかけとなって道長に後見されることとなったといつてよい。ところで、この二人は道長の実子誕生前に養子になったと考えられるが、ここで留意されるのは同じ養子であつても異姓の養子と藤原氏の養子とでは昇進に明らかな差が見られることである。このことから、道長は実子誕生前にこの二人を養子としているが、異姓の者に後継者としての期待はしていなかつたといえるだろう。

実子のいた道長に対して、実子のいない実資の場合は、養父と養子の相互的關係が特徴的である。特に資平は実資から財産を相続し、実資も行つていた小野宮流の祖である実頼の供養法会を引き継いで行つている点からみても、実資の小野宮流たる精神を受け継ぎ実質的に小野宮流を継承したといえるのではないだろうか。この家意識ともいふべき点に關してはさらなる検討が必要であるが、今後の課題としたい。

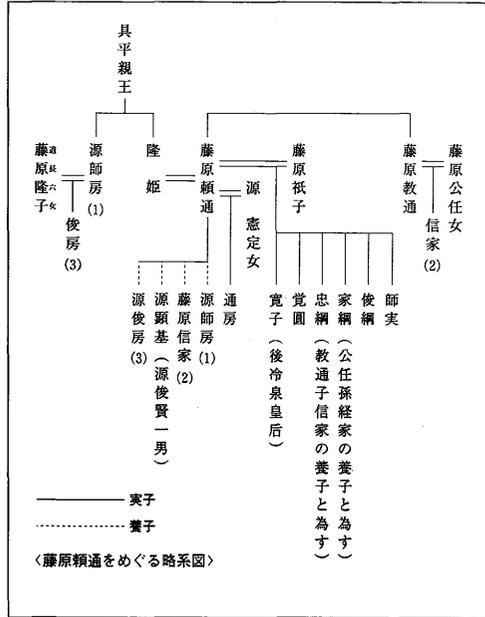
さてこれらのことをふまえて、次章以降頼通の養子關係について考察していく。

## 二 頼通の養子と実子の誕生

### (一) 頼通の養子

前章でみてきたように実子がいる道長の場合と、いない実資の場合とでは養子を入れる意義が異なる。したがつて頼通の場合も、その養子の意義を考察するには、養子を入れた時期が重要となつてくるであろう。そこで、本節ではまず、頼通の養子になつた人物を史料上で確認し、養子となつた時期を、できるかぎり具体的に推定していきたい。

先述した通り頼通の実男子の誕生は遅く、嫡男通房が誕生したのは万寿二年（一〇二五）で、頼通が三十四歳の時で



「今日改名字」に関しては、『小右記』寛仁四年十二月二十八日条に「昨夕新冠師房朝臣先日賜源氏姓云々、参内、被聴昇殿」とあることから、それまでは資定王と名乗っていたが、元服を機に源氏姓を賜り、臣籍に下ったことがわかる。師房はこれ以前の同年正月に、元服前で従四位下に叙せられているが、この初叙は源高明や源雅信といった一世源氏或いは二世源氏の初叙の例と同様で、村上天皇御孫として与えられたものである。しかし養子に入っても実父から譲られて加階される例もあることから、御孫として叙位されているからといって、寛仁四年正月の時点で師房が頼通の養子ではなかったかどうかは断定できない。

あった。『栄華物語』<sup>(13)</sup>に、「殿には御子のおはしまさぬことを、口惜しなども世の常なり、上の御兄の源大納言・内大臣殿の中将をぞ子にし奉らせ給ける」とあるように、子供になかなか恵まれなかった頼通は通房の誕生以前、源師房と藤原信家の二人を養子としている。

まず源師房は村上天皇の皇子具平親王の息であり、頼通の妻隆姫の弟である。寛仁四年（一〇二〇）十二月二十六日、師房十三歳の時に頼通の上東門第において元服の儀式が行われている。『左経記』同日条には「故中務卿一男元服、関白殿養子也、今日改名字、并給経」と明記されているので、元服時にはすでに頼通の養子となっていたことが明確である。また、

ところで頼通は妻隆姫の弟である師房のことを早くから知っていたようである。隆姫と頼通の婚姻関係は、『栄華物語』<sup>(15)</sup>に「その宮、この左衛門督殿を心ざし聞こえざし給へば」とあり、具平親王の打診によるものであったことが分かる。また道長も「男は妻がらなり、いとやむごとなきあたり」に参ぬべきなり」と男は妻の家柄が大事であるとして快諾している。頼通が左衛門督であったのは、寛弘六年（一〇〇九）十八歳から長和元年（一〇一二）二十一歳の間であり、その間に婚姻関係が成立したと考えられる。但し、具平親王は、寛弘六年七月二十六日に四十六歳で薨去していることから、恐らく頼通と隆姫の結婚も、具平親王の薨去以前に行われたであろう。また具平親王が薨去したとき、師房はまだ二歳であり、『栄華物語』<sup>(16)</sup>では、

何とも世の御物語をあはれにもをかしうも聞こえ給に、万寿宮の御直衣姿もおかしう出で入りまされ給ふを、殿ただ我御子のやうにうつくしみ奉らせたまう。

と、隆姫と頼通が世間話をしている所に直衣姿の師房がちよこちよこと出たり入ったりする姿を大変かわいく思い、我子同然に慈しんだとされていることから、幼くして父を亡くしたことによって頼通と隆姫の手で養育されていたことが推察できる。これらのことから師房が頼通の養子となったのは姉隆姫の婚姻関係と具平親王の死が大きく影響しており、その時期も具平親王の薨去した寛弘六年から元服する寛仁四年の間であったといつてよい。おそらく、幼い頃から頼通と師房は擬制的な親子関係にあったとみていいのではないだろうか。

次に頼通の弟教通の一男である信家だが、治安二年（一〇三二）十二月二十一日信家が五歳の時の袴着について、『左経記』同日条に、

参関白殿、今日申剋若宮着袴、仍令送御装束一具給也、有被物、白掛、袴白、大宮皇太后宮、皆有御装束、事了内府以馬二疋劔一腰、被奉関白殿、々々々又馬二疋被奉内府、又自内府被儲関白殿御前物云々、若君実内大殿御子也、而関

白殿為養子、於賀陽院殿令着袴給、

とあるように、袴着の儀式が頼通邸である高陽院で行われ、頼通と教通の間で何度かの献上物のやりとりが行われていることに対して、『左経記』の筆者源経頼は、若宮は教通の子であるが、頼通の養子として高陽院で袴着を行ったと記しており、この袴着の時にはすでに頼通の養子となっていることがわかる。信家についてはこれより以前の頼通との関係を示唆するものがないので、袴着以前のどの段階で信家が頼通の養子となったかは明らかではないが、この袴着の時点では頼通の実子は誕生していないので、信家が頼通の実子誕生前の養子であることは間違いない。

さて頼通の養子については、右に述べた師房と信家の他に、源俊賢の一男顕基と、先に頼通の養子になった師房の一男俊房がいる。顕基については、『栄華物語』に「顕基中納言とて、故源民部卿の子を関白殿の子にし給へる。」とある。また、『小右記』万寿二年（一〇二五）十一月十八日条には「臨時祭使不論親疎於関白宿所儲饗饌、就中今般使右頭中将顕基猶関白子人也、而無其儲云々」とあり、関白の宿所において行うべき臨時祭使への饗饌は、この時の臨時祭使顕基が関白頼通の養子であったので行われなかったとしている。このことから万寿二年においては顕基が頼通の養子となっていたといえよう。顕基は寛弘八年（一〇一一）に元服し従五位下に叙せられているが、この初叙は同母弟の隆国と同じであるので、元服時にはまだ頼通の養子にはなっていないのかもしれない。顕基がいつ養子となったのかは定かではなく、頼通の実子通房が万寿二年正月に誕生しているので、顕基が養子となったのが通房の誕生以前なのか以後なのかは不明である。

ところで、前章で述べてきたように道長の場合も実資の場合もその養子は皆、養父か養父の妻と血縁関係があったのに対し、顕基はどちらとも血縁関係がない。では、どのような関係で顕基は頼通の養子となったのであろうか。まず顕基の実父俊賢は源高明の息であり、道長の執政期には寛弘の四納言と称され、道長の側近であった。『御堂関白記』寛仁

元年（一〇一七）三月四日条には「大納言五員、是雖無便、件新任大納言勤公勝人成代々、仍任之、」とあるように、道長に「勤公に勝る人」と評価されて、すでに定員であった大納言に任じられているが、一方では実資には追従するものとして批判された。次に顕基の弟である隆国も同様に、『春記』<sup>18</sup>の中で「日夜成追従、以讒言成己任、放遂萬人」などしばしば関白頼通に追従する者として著者資房に評されている。このように、顕基の場合、頼通と血縁関係はなかったが、実父俊賢の時から撰関家との密接なつながりがあり、こうした両者の関係から頼通と顕基の養子関係は結ばれたと考えられる。

最後に源俊房についてであるが、俊房は最初に頼通の養子となった師房の一男である。『公卿補任』永承五年（一〇五〇）の俊房の尻付には、寛徳三（一〇四六）年、元服の際に左大臣頼通の養子として従五位上に叙せられている。それより以前に養子となっていたかどうかは明らかではないが、俊房が誕生したのが長元八年（一〇三五）であるから、頼通の実子通房が生まれた後に養子となったことは明らかである。

以上から、私は源師房・藤原信家は実子誕生以前に、源顕基・源俊房は誕生後に養子関係が結ばれたと判断する。

## （二） 頼通の実子

次に頼通の実子誕生時期をみてみよう。信家が頼通の養子になったと考えられる時期から三年後の万寿二年（一〇二五）に、頼通にはじめて実子通房が誕生した。母は源憲定女（為平親王孫・村上源氏）である。『左経記』万寿二年正月十一日条には、

昨日故右兵衛督憲定二女産男子、是候関白殿之子也、而殿下密々有芳合之間懐妊、及午剋平産云々、禅門并殿下令喜悦給無限云々、

とあり、頼通が密かに通っていた女性が懐妊して万寿二年正月十日に無事出産し、道長と頼通が非常に喜んだ様子が記されている。特に道長は喜んだようで、『栄華物語』<sup>19)</sup>では、「殿、うちに迎えへさせ給て、そこに養ひ奉らせ給ふべくおぼしめしける。」とあり、道長が通房を自分の屋敷に引き取り、養育したいと考えているとしている。また、

かくて関白殿の若君、この月二十八日に大殿に渡らせ給。その夜の有様思ひやるべし。いとわざとまことにことごとしうもてなさせ給へり。殿や上など土御門殿に待ち迎へ、いみじくうつくしみ奉らせ給。ともかくもいづべきにあらず、たゞ大臣の稚かりし折に違はずとぞ、うつくしませ給。関白殿「今はいと心安し。かく参らせつれば知り候はず」とてまかり出でさせ給。

とあるように、<sup>20)</sup>通房は道長の土御門第に行つて道長と倫子に大変かわいがられている様子が描かれており、事実『左経記』万寿二年二月二十九日条に、

関白殿若君五十日也、仍内府以下上達部、殿上人多以参入、或直衣、或宿衣、或束帯、於土御門東対有此事、とあるように、通房の五十日の儀が土御門第において行われている。しかし、その後も通房が道長のもとで養育されていたかどうかは定かではない。<sup>21)</sup>

さて通房は頼通の嫡男として、異例の昇進を遂げている。通房誕生以前に頼通の養子となつた師房や信家などの比ではない。長元八年(一〇三五)に十一歳で元服した通房は、その日に正五位下に叙された。長暦元年(一〇三七)には十三歳で非参議、長暦三年(一〇三九)年には、正二位権中納言と、父頼通よりも早い昇進である。ただし、寛徳四年(一〇四四)に二十歳正二位権大納言で薨去したために、頼通の後継者として撰政・関白の職や藤原氏の氏長者に就くことはなかった。通房が薨去する二年前、長久三年(一〇四二)には頼通の四男師実が誕生している。<sup>22)</sup>この師実が通房の後を受けて嫡男としての昇進を遂げ、最終的には頼通の跡を継いで藤原氏の氏長者となつていく。<sup>23)</sup>

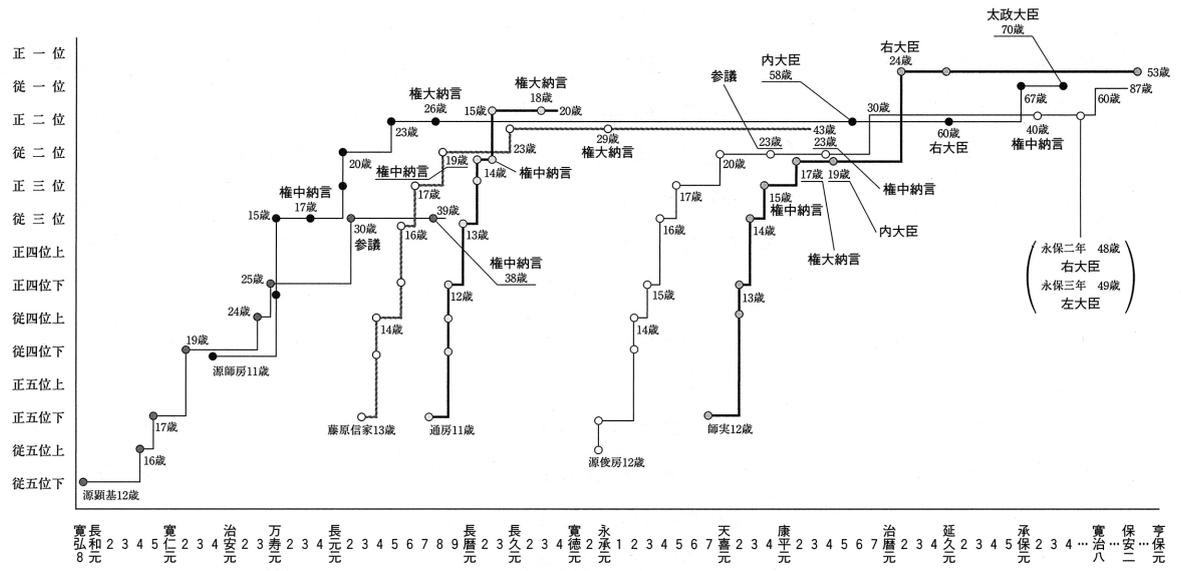
## 三 頼通と養子との関係

	養子とした時期及び実子の誕生した時期	実父	実母	備考
源師房	寛弘六年～寛仁四年	具平親王		
藤原信家	寛仁二年～治安二年	藤原教通		
道房	万寿二年正月		源憲定女	寛徳四年死去
源顕基	?～万寿二年十一月	源俊賢		
俊綱	長元元年		藤原祇子	橘俊遠の養子
覚円	長元四年		同上	出家
定綱	長元五年		同上	藤原経家の養子
忠綱	?		同上	藤原信家の養子
寛子	長元九年		同上	後冷泉皇后
師実	長久三年		同上	頼道後継者
源俊房	?～寛徳三年	源師房		

網掛けのある欄が実子を表す。また、養子の場合は実父を、実子の場合は実母を示している。なお、源顕基・源俊房が養子となった正確な時期は不明であるので、史料上で養子となっていることが確認できた時期を表中に示している。

頼通の養子と、その養子に入った時期、また頼通の実子の誕生時期についてみてきた。頼通の実子通房の誕生前に確実に頼通の養子となっているのは源師房・藤原信家の二人である。師房が寛弘六年（一〇〇九）に父具平親王が薨去した時から寛仁四年（一〇二〇）の元服までの間、信家が寛仁二年（一〇一八）の誕生から万寿二年（一〇二二）の袴着までの間である。この二人が養子となった時期は、頼通が権中納言から関白左大臣となり、また藤原氏の氏長者になっている時期で、道長の後見はあるものの、いよいよ藤原氏及び政界の頂点に位置した時期である。

実子通房と師実が誕生したあと養子に入れたと考えられる。源顕基の場合は、頼通との血縁関係はないが、実父俊賢の時から摂関家との密接な関係により養子に入ったと考えられる。また、師房の一男である源俊房に関しても、頼通の養子となっていることは『公卿補任』でしか確認できないが、俊房が誕生したのが、通房の誕生よりも後であるから、頼通の実子誕生後に養子となったことは明白である。



—— 源氏  
 - - - 藤原氏  
 —— 実子

〈藤原頼通 実子・養子昇進表〉

( 永保二年 48歳 )  
 右大臣  
 ( 永保三年 49歳 )  
 左大臣

以下頼通の実子誕生前に養子となっていたことが確實である源師房と藤原信家を取り上げ、その昇進過程について詳しくみていく。

まず源師房は、先述の通り村上天皇の孫として寛仁四年（一〇二〇）に従四位下に叙せられたが、その後四年間加階されることがなかった。この師房の昇進については、道長の養子源成信・源経房が参考になる。というのも成信は、致平親王の一男であることから、一世源氏・二世源氏の初叙の例からみて従四位下からの出身であったと考えられる。前掲の成信出家の際の『権記』長保三年二月四日条より、成信が二十三歳で従四位上であったことが明らかであり、成信の出世も他の道長の養子に比べて早いものではなかったことがわかる。一方経房であるが、父高明はすでに賜姓され臣籍に下っていたので、従五位下からの出身であった。先述したように昇進を目的とした養子ではなく、実父が急逝したことによる後見のための養子だったこともあり、他の養子よりも昇進が遅いが、同じく実父が早逝し後見されている立場にあった兼隆の昇進とくらべて明らか差がある。

こうしたことから、同じく賜姓源氏である師房の昇進も当然遅いものと判断されよう。ところが、その四年後の加階で師房は三日間のうちに従三位まで昇進するという大変異例の出世を果たしている。すなわち、万寿元年（一〇二四）九月十九日に後一条天皇が高陽院に行幸した際の賞として正四位下に叙せられた。さらに、二日後の二十一日に太皇太后彰子が頼通の高陽院から内裏に戻った際の賞として従三位に叙せられている。この異例の昇進の理由について、実資は万寿元年九月二十二日条において次のように述べている。

昨日右近中将師房叙従三位、去十九日行幸叙正四位下、元従四位下、已越階、三ヶ日内越階只叙三位、未曾有、以関白養子異姓、禪室聳所叙歟、可感乎如何、

師房は昨日、つまり二十一日に従三位に叙せられたが、十九日の行幸の際にも正四位下に叙せられている。もともと従

四位下で、正四位下の加階も越階であったのに、三日の内に再び越階して従三位に叙せられている。実資はこのようなことは未だかつてなかったとして、異例の昇進であることを強調し、さらにこの昇進は、関白の養子であり、また道長の婿となっていることによるものだとしている。「禪室聳」とは、同年の三月二十七日に師房が、道長の意向により道長の六女隆子と結婚していることによる。また実資はこの結婚に際して万寿元年三月二十八日条に「新中納言師房為禪室聳、仍可被任宰相云々、未知其理、如何、」と、道長の婿となったことによって師房が参議に任じられるであろうと記している。実際には、この時師房が参議となることはなかったが、道長の婿となったことが、昇進に多大な影響を与える要因となっていたのは間違いないであろう。

一方、万寿四年（一〇二七）八月二十四日条に次のような記事がある。

師房卿・経通卿相撲、往古不聞事也、就中檢非違使別当朝之重職、衆中角力可彈指々々、師房卿不可謂其失、異姓幼若之人也、

師房と実資の甥である経通が相撲をとった事に対して、これは今までに聞いた事が無いことで、とりわけ朝廷において重職である檢非違使別当が衆中で相撲をとることは弾指すべきことである。しかし、師房については、その失を問わない。なぜなら異姓でまだ年若い人であるからだ。と、師房が頼通の養子であるにも関わらず、藤原氏ではなく異姓であるから誤りを責めないとしているのは大変興味深い。前掲の万寿元年九月二十二日条においても「関白養子異姓」とわざわざ注しているのも同様で、実資は異姓養子であることを強調している。つまり、異姓の場合「養子」と史料上に現れても、あくまでも藤原氏の成員とは考えられていなかったのではないだろうか。昇進にしても藤原氏と源氏ではその差が明確である。師房が、初叙から四年後に異例の出世を果たしたのも頼通の養子であったというよりは、道長の婿となったことが重要であったのであろう。

次に藤原信家であるが、信家は十三歳で元服し、初叙は正五位下であるが、この位は頼通の実子通房や師実の初叙と同じである。その後の昇進過程においては、長元六年（一〇三三）十六歳の時に左大臣頼通から行幸賞を譲られ従三位に、長元九年（一〇三六）一九歳の時に実父内大臣教通に加階を譲られ従二位に叙せられている。また長久二年（一〇四一）二十三歳の時には、後朱雀天皇が、二条第より新造内裏に還御した際、家子賞として正二位に叙されている。ただしこの家子賞については、二条第は教通の邸宅であるので、信家は教通の子として加階されたことになる。また、養父・実父からの双方的な援助によって実兄の通基・信長よりも信家の昇進がはるかに早いことがあきらかである。

ところで『今鏡』<sup>(23)</sup>によれば、信家は幼いころ、頼通のもとに引き取られ、頼通によって養育されていたようである。養子は実父が健在であれば養子となった後も実父のもとで暮らす場合が多かったことを考えると、信家の場合は頼通のもとで暮らし、頼通の後継者として期待されていたのではないだろうか。

さて信家と頼通の関係についてみていこう。信家が八歳で童殿上を許された際には『小右記』万寿二年（一〇二五）三月二十三日条に、「今日内府息童被聴昇殿、関白・内府相共隨身被将参」とあるように、頼通・教通が共に付き添って参入している。また、『小右記』長元三年（一〇三〇）四月十二条には、

御禊、侍従信家被差右兵衛佐代官、信家<sup>父カ</sup>内府甚<sup>出カ</sup>歎、関白養子也、自高陽院<sup>出カ</sup>立云々、中納言来、<sup>即カ</sup>詣高陽院、<sup>(26)</sup>とあり、御禊の際右兵衛佐の代官として信家が遣わされることとなり、関白頼通の養子として高陽院から出立している。この史料に関しては欠字のために実父教通がどのように関わっていたかが不明である。さらに、教通の妻で、信家の実母藤原公任女が亡くなった年の興福寺供養には、『春記』永承三年（一〇四八）三月二日条に「右府、教通、其子二人、信家、信長、依妻喪不参入」と喪のために参入していない。しかし、その四十九日の法事の際には、

大納言信家、中納言信長着此座、行々香、信家不着輕服着平絹装束、件大納言依関白子歎、信長着輕服、

とあり、実弟信長が軽服を着ているのに対し信家は関白の子であるためからか軽服を着ていない。母の喪であるので信長が軽服であるのも異例であるが、さらに信家は実母の喪に服していないことになる。三月二日の時点では、実母の喪のために実父や実弟と共に興福寺供養には参入しなかったが、四十九日の法事の際には喪に服しておらず、矛盾が生じている。

このように信家は養父頼通の子として或いは実父教通の子として、時々によつてその帰属が異なっている。昇進に關しては一章でも述べたように養父と実父から双方向的に援助される例は他にも多く見られるが、信家の場合は服喪規定など実生活においてもそれが反映されている。実子通房が誕生してからは、信家は頼通の後継者としては考えられていなかったようである。

最後に師房の一男源俊房について少し触れておこう。俊房もまた養父頼通や実父師房から加階を譲られて順調に昇進を遂げているが、俊房の場合も藤原氏である信家の昇進よりも明らかに遅い。俊房と頼通の関係を具体的に示唆する史料は管見の限りでは無いが、結果的に、この俊房と実弟の顯房は院政期に入り藤原氏をしのご勢力となり、村上源氏が台頭するきっかけとなった。村上源氏の台頭について、院政期の左大臣藤原頼長は日記『台記』仁平三年(一一五三)十二月二日条に、「雖源氏、土御門右丞相子孫入御堂末葉、彼右府為宇治殿御子故也」と記しており、師房が頼通の養子になっていることを理由に、廟堂を占めている村上源氏は異姓であるとはいっても藤原氏の末葉であることを強調している。但し、『兵範記』久寿二年(一一五五)五月二十日条に、「凡件所、北白河中務宮以下一族御墓二十一所」とあり、北白川に村上源氏の墓所が二十一ヶ所あり、この付近を村上源氏一門の墓所としている。木幡にある藤原氏一門の墓所が、精神的紐帯の場として存在していたことを考えると、村上源氏一門の墓所としての認識は村上源氏の存在の誇示ともとれる。この村上源氏一門の墓所が営まれるきっかけとなったのは、師房の遺言と俊房による改葬であり、頼通の源氏の養

子にとつても、養父側がそうであるように藤原氏の成員としての意識はなかったのではないだろうか。

ところで、道長の場合においても頼通の場合においても、養子関係において源氏と藤原氏を区別しているにも関わらず、頼通の養子で藤原氏であるのは信家のみであり、なぜ多くの源氏を養子としていたのであるか。単に高位出身と昇進を目的とした養子側の意志によるだけのものではないであろう。それは道長の意識が大きく影響しているものと考えられる。道長も二人の源氏を娶り、さらに源成信と源経房を養子にしているが、成信と経房が妻の甥にあたり、早くに実父を亡くして後見者を失ったことがきっかけとなつて養子になったことは先述したとおりであるが、道長には皇孫である源氏と婚姻・養子関係を結ぶことで家格を上げ、廟堂における立場を有利にすることも目的であつたとされている。<sup>(10)</sup>頼通の結婚も先述したように「男は妻がらなり、いとやむごとなきあたりに参ぬべきなり」と、男はよい家柄の妻のものとへ通うのがよいとして道長が源氏である隆姫との婚姻を快諾している。また師房と道長の六女隆子との結婚も道長の意向によつて実現している。このような、道長の積極的に源氏と結びついでいこうとする意識は頼通に引き継がれ、頼通もまた師房や顕基、そして俊房といつた源氏との養子関係を結ぶこととなつたのであろう。

### おわりに

実子のいた道長の場合、養子にとつてその関係の最大の目的は、より有利な昇進を果たすことであつた。実子誕生前に道長の養子となつている源成信・源経房に関しては、実父が早くに後見する立場になつたことから、道長を親代わりとして後見される立場にあつたものと考えられる。ただし、藤原氏の養子と源氏の養子、つまり異姓養子では、昇進に明かな差が見られることなどからも、成信と経房は実子誕生前の養子とはいえ、後継者としての期待は薄かつたと考えられる。

一方で実子のいなかった実資の場合は、養父と養子との関係が政治・経済面において相互的に成立していた。特に年長の資平は、小野宮流を統括する立場にあつたと考えられ、実質的に実資の後継者となつている点で、道長の養子関係とは意義が異なる。

さて、頼通の場合は、実子誕生までに確実に二人の養子を入れている。源師房については、異姓であり幼くして実父を亡くしている点において道長の養子、成信・経房と同例であるが、実子誕生以前に実弟・教通の一男信家を養子にし、養育していたことは注目するべき点である。また、その時期も寛仁二年（一〇一八）から万寿二年（一〇二二）の間であり、実子誕生前であることに加えて、頼通が政界の頂点に位置し、また氏長者となつて以降のことである。道長の場合は頼通が誕生し、摂政関白そして氏長者にさせるために頼通を養育したが、頼通は後継者の養育を目的として養子をとつた。しかし結果的に信家の元服以前に実子通房が生まれたことで、通房が嫡男として育てられたことは明らかである。つまり頼通は、父道長と異なり自分の地位を養子に継承させようとしていたのであり、通房の誕生まではその対象が信家であつたと考えられる。

本稿で述べた頼通とその養子関係は頼通の後継問題の一端にしかすぎない。この養子問題の他に、信家の実父教通との関係や道長の時代から婚姻関係などにより深く結びついてきた源氏との関係、また実子師実との関係からのアプローチが可能であり、これらの問題もあわせて考える必要があるが、それらについては別稿で考察したい。

## 註

- (1) 古代学協会編 『後期撰聞時代史の研究』(吉川弘文館 一九九〇年)
- (2) 頼通自身及びその時代について総合的に書かれているものに、坂本賞三氏『藤原頼通の時代―撰聞政治から院政へ―』(平凡社 一九九二年)がある。
- (3) 和田律子 「後冷泉朝期の藤原頼通―『四条宮下野集』を軸として」(『立教大学日本文学』八五 二〇〇一年)など、国文学的見知からの指摘が多い。
- (4) 赤木志津子 「藤原資房とその時代」(上)(下)(『日本歴史』一一六・一一七 一九五八年)など
- (5) 坂本賞三 「村上源氏の性格」(前掲1に所収)
- (6) 高橋秀樹 「平安貴族社会における養子について」(『風俗』二八ノ四 一九八九年)  
「藤原頼通をめぐる養子関係」(『日本歴史』五三二 一九九二年)
- (7) 『公卿補任』  
長元四年  
非参議従三位 藤兼頼十七 三月八日叙(頼宗卿行幸行事賞)  
長久三年
- 権中納言従二位 藤兼頼二十九 正月二十九日任。十月二十七日叙正二位(父頼宗卿讓。為参木之時行造宮事賞)
- (8) 兼隆の実父藤原道兼は兼隆が元服した長徳元年(九九五)に、経房の実父源高明は経房が十四歳で元服前にそれぞれ薨去している。
- (9) まず資平は、『小右記』寛弘九年(一〇二二)七月二十一日条に「権左中弁経通者資平者兄也、至今資平為下官子」と

あることで実資の養子になっていたことがわかる。次に資頼は資平の弟であるが実資の養子になっていると明記された史料は管見の限りない。しかし、実資が資平や資高と同様にその昇進を気にかけていることや、受領として任国にあった資頼は実資にたびたび産物を送っていることなどからも、資頼が実資の養子であったことは間違いないだろう。ただし資頼は公卿にはなっておらず、美作や伯耆の国司であったことから従五位下相当であったと考えられる。三人目の資高については『小右記』長和二年正月二十六日条の元服の記事に「今日前督殿息資高、為子養子、故院御給爵、令加首服、十五」とあることから実資の養子であったことがわかる。資高もまた公卿にはなっておらず、少納言ということから従五位下相当であったと考えられる。最後に経季は『小右記』長元四年三月二十二日条には石清水臨時祭の座次について、「頭弁云、左少将経季・侍従良貞歴名次第、以良貞注経季上、経季者下官養子也、仍可為上臈者、事依道理、」として、経季は自分の養子なので侍従良貞の上臈であるべきだとしている。したがってこの長元四年の時点で経季はすでに実資の養子であったことがわかるが、経季は万寿二年（一〇二五）十一月二十五日に元服し、同年十二月七日から実資とともに暮らしている（『小右記』同日条）、元服を機に養子になったと考えられる。

(10) 『小右記』長元元年十月二十日条

(11) 『小右記』寛仁三年十二月九日条に実資の財産の配分について、

小野宮并莊園・牧・厩及男女・財物・惣家中雜物織芥不遺充女子千古了、注文書預給了、道俗子等一切不可口入之由  
 注廻分文、至官文書・累代要書・御日記類等追加相定、女子若産男子為与彼暫不定充而已、此莊園等外有一兩処、可  
 均分内供良圓并宰相等、但尾張国浅野莊可充宰相、又山城国神足園・尾張□□部・近江上高岸下莊・但馬黒河園等可  
 充内良圓、近江鶴見厩所出樽千寸三井寺堂造作間充彼寺、随状可施施入、未一定、

とある。これによると小野宮の邸宅や莊園などの実資の財産のほとんどは実資女千古に譲られることとなっていたが、実

資の実子で出家している良圓と、資平にもそれぞれ莊園などが配分されていることがわかる。財産の相続については、義江彰夫氏（『撰関家領相続の研究序説』〔史学雑誌〕七六一四 一九六七年）や栗原弘氏（『平安中期の入墓規定と親族組織―藤原兼家・道長家族を中心に―』〔京都地域史の研究〕国書刊行会 一九七九年）らが十三世紀に入るまでは撰関家などで、収入源のない女子が父親の財産を大量に相続することが一般的に行われていたことをすでに明らかにしており、高橋氏がいうようにこの実資の財産処分の方法をもって、養子に家を継承させる意識はなかったとするのは早急ではないだろうか。

(12) 『春記』永承七年五月十八日条に「今日小野殿御遠忌也、依例督殿參給東北院」とあるなど散見する。服藤早苗氏は「撰関期における「氏」と「家」―「小右記」にみられる実資を中心に―」（『日本古代の政治と文化』吉川弘文館 一九八七年）の中で「一門の精神的支柱である東北院という空間的場実に実頼子孫を集結することにより、内外にその勢力を誇示する為であり、また親族結合体の結束を図るためでもあったと思われる。」とし、またこの実頼忌日供養を主催することは、小野宮一門を統括する立場にあり、氏長者と同じ機能を果たしていたと述べている。

(13) 卷第三十二

(14) 『公卿補任』

天慶二年 參議正四位下 源高明

延喜天皇第一源氏。母右大弁從四位上源唱女延喜八十一廿一從四位上。同九年三十二近江權守。承平二十一十六正四位下（大嘗会悠紀）。同廿六昇殿。同五二廿三天藏卿。天慶二八廿七任三木。

天曆五年 參議從四位上 源雅信

宇多天皇御孫。入道一品式部卿敦實親王（法名覺真）三男。母左大臣時平女。

承平三十二廿四昇殿。同六正七從四位下。天慶元二十四侍從。同五三廿九右近權中將。同六二廿七兼大和權守。同八正十一從四位上。同九四廿六昇殿。天曆二十九為藏人頭。同三正廿四兼近江權守。同四七廿三兼春宮亮。同五正卅任三木。

(15) 卷第八

(16) 卷第十二

(17) 卷第三十一

(18) 長久二年三月十四日条

(19) 卷第二十四

(20) 前掲19に同じ

(21) 藤原資房の日記『春記』の中に、「參閱白殿、先參中納言御方」(長曆四年正月一日条)、「未時許參閱白殿、(中略)予參中納言御方、并宮御方、退私」(同年六月二十九日条)など藏人頭資房が頼通の高倉第に行つた際、中納言通房の方にも參上している記事が散見する。もし通房が道長のもとで養育されていたとしても、その死後に通房は頼通と同居していた。

尚、六月二十九日条の「宮御方」は、『春記』長曆三年十一月七日条に「今暁関白殿自行経宅帰給高倉第、又故中宮女一宮、同可帰御之由、昨日所伝聞也」とあるように、頼通の養女姫子女王と後朱雀天皇の第一皇女祐子内親王を指す。

(22) 通房と師実の間には、俊綱・覚円・定綱・忠綱・寛子が生まれている。母は共に師実と同じ藤原祇子である。しかし、俊綱は橘俊遠に(頼通の妻隆姫の乳母と婚姻関係にある)、定綱は藤原経家に、忠綱は藤原信家にそれぞれ養子に出されている。その養子時期は定かではない。また、覚円は出家し、唯一の女子寛子は、後冷泉天皇に入内している。

(23) 師実が頼通の後継者として氏長者になった経緯については、他の実子の問題も含めて稿を改めたい。

(24) 長暦四年十月二十二日、内裏焼亡のため二条第に遷御したことが『春記』同日条に「今日初遷御内大臣二條第」とみえ、長久二年まで里内裏となっていた。

(25) 藤波の上 第四 はちすの露条

(26) 永承三年三月十六日条

(27) 俊房・顕房は兄弟で左右大臣に列している。十一世紀の半ばには、源氏が廟堂を占める割合が藤原氏と並び、院政期に入ると藤原氏の人数を越えている。しかし、俊房は鳥羽天皇を暗殺する落書きの罪に連座されたことなどから、後世おいと繁栄したのは弟の顕房流であった。

院政期に台頭した村上源氏については、前掲の坂本賞三氏や、山田彩起子氏の「白河・鳥羽院政期における村上源氏の『家』を巡る考察―『俊房流』・『顕房流』の形成―」（『古代文化』五十三ノ一 二〇〇一年）、同氏「白河・鳥羽院政期における村上源氏の家記・家説継承」（『古代文化』五十四―一 二〇〇二年）に詳しい。

(28) 書陵部所蔵鷹司本

(29) 俊房の日記『水左記』『承暦五年七月十五日条』には、

□□埋故宮御墓傍也、取諸御墓可用何□哉、又其間□□有哉者、答云、可被奉埋御墓傍者、可被用巽方歟、

と、実父師房の改葬について記している。欠字部分が多く内容を把握し難いが、角田文衛氏が「村上源氏の英域」（『古代学』第十六巻 第二・三・四号 一九六九年）が詳しく考察しているので参考にしたい。それによると俊房の実父師房は、自分の亡き後は具平親王墓所の傍に自分の墓所も営むようにと遺言を遺していたが、実際埋葬するときには、方角が悪かったために一端雲林院に埋葬されることとなった。そして永承五年（一〇五〇）に、具平親王の墓所の巽の方角に改葬することとなったのである。当時、木幡に藤原氏一門の墓所が存在し、藤原氏以外の埋葬を許しておらず、また、同じ養子であつ

ても、藤原氏の子と異姓の子が区別されていたように、俊房もまた、村上源氏としての意識を持っていたことを示唆しているのではないだろうか。また、俊房が提案した具平親王の墓所の東南という位置であるが、藤原基経と藤原時平父子の墓所の位置関係も同じく父の東南に自分の墓所を営んでおり、これを弟の時平は「後継者たることを示すか」と述べている。〔九曆〕東南が後継者である事を示すのは、大内裏に於いて天皇の御在所である内裏の東南に東宮の御在所西雅院がある事による。当時において、藤原氏の末葉ではなく、村上源氏一門という明確な意識を持っていたといえるのではないだろうか。

(30) 安部秋生氏は『源氏物語研究序説』(東京大学出版会 一九五九年)の中で道長が源氏との繋がりを強化しようとする目的は、摂関家の家格を賜姓源氏の家格まで上げようとするものであったと指摘している。